

平成 2 8 年 第 1 3 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会
(平成 2 8 年 1 2 月 1 9 日)

召集年月日 平成28年12月19日(月)

召集の場所 おおい町里山文化交流センター

開会 平成28年12月19日 午後4時05分

閉会 平成28年12月19日 午後5時15分

出席農業委員(13名)

1番 早川 和夫(会長) 2番 溝口 智也 3番 菅原 儀左エ門
4番 岡 秀夫 5番 山本 修 6番 神野 淳一
7番 桑田 建太郎 8番 松宮 重信(職務代理)
9番 細川 正博 10番 木村 憲雄 11番 櫻井 隆治
12番 松井 厚雄 14番 古池 洋子

欠席委員(1名)

13番 見城 紀彦

出席事務局

局長 反田志郎 次長 島田文紀 書記 竹浦千鶴

提出議案

議案第34号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第35号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について

議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について

議案第37号 地籍調査事業実施区域における土地の地目変更認定について

報告第15号 引き続き農業を営んでいる旨の証明書の発行について

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成28年第13回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日は、農地利用最適化推進委員の皆さんにも会議に出席をいただいております。

議案審議については、推進委員の皆さんも挙手のうえご発言いただくことも可能ですので、積極的なご参加をお願いいたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、農業委員 13番見城委員1名、農地利用最適化推進委員石橋委員、荒木委員、大下委員の3名から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております4議案に、本日追加の報告1件を予定しております。

なお、おおい町農業委員会会議規則第10条（議事参与の制限）により、「委員会の委員は、自己又は親族若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない。」と定めており、審議の際には一時退席いただくこととなります。

それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしく願いいたします。

会長

本日は、平成28年第13回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員5名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]
議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは、6番 神野委員と 9番 細川委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議長 日程2 議案第34号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長。

議案第34号は、〇〇の〇〇氏の農地を同じく〇〇の〇〇氏が取得するものであります。

詳細については、書記に説明させます。

書記 はい、議長
(議案朗読)

譲受人は申請地の両側とその付近を所有しております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

岡委員 はい、議長

岡委員 本案につきましては、16日の午前に、山本委員と事務局同行のもと、現地を確認してまいりました。

議案の写真資料では筆が分かれておりますが、現地は一枚となっており、譲受人が管理しておりますので、許可できるものと判断いたしました。

議長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第34号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

[日程 3]

議長 日程3 議案第35号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議についてを議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長

議案第35号は、〇〇にある〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇〇〇〇〇増設のため同じく〇〇の〇〇氏の農地を借り受け転用するものであります。

詳細は書記に説明させます。

書記 はい、議長
(議案朗読)

申請地は農振農用地区域内の農地で、転用は原則不可ですが、目的が〇〇〇〇〇〇〇〇建築であり、農業振興地域の整備に関する法律の例外規定、第8条第2項第5号の農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項で農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進と相まって推進するもの、に該当し、許可できるものと判断されます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきましても、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

山本委員 はい、議長

山本委員 本案につきましても16日に確認してまいりました。

申請地は草刈りの管理がされております。

転用目的の〇〇〇〇〇〇〇〇は既にある〇〇〇の隣に盛土をし、建築するとのことで、事務局が説明しました許可基準に照らしましても転用は問題ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第35号農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

[日程 4]

議 長 日程4 議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議についてを議題とします。この案件はおおい町長から同意を求められたものでありますが、○番○○委員、○番○○委員、○○番○○委員、○○番○○委員、○○番○○委員には、おおい町農業委員会会議規則第10条 議事参与の制限の規定により、一時退席をお願いいたします。

(委員退席)

それでは、議案について事務局に説明させます。

局 長 議案第36号は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用権を設定するものでありまして、詳細については、書記に説明させます。

書 記 はい、議長
(議案朗読)
本日お配りの資料を合わせてご覧ください。
今回の設定は、始期が平成29年1月1日からの122件でございます。追加資料のとおり、借受人は認定農業者、新規就農者、集落営農、法人、地域の担い手等17名でございます。
この利用権設定の同意判断につきましては、効率的利用が図られ、農作業に常時従事が可能で、下限面積以上であり、地域調和も図られるなど、いずれも、農地法第3条第2項各号には該当せず、町が定めております「農業経営基盤の強化に促進に関する基本的な構想」に照らしましても、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

山本委員 はい、議長

山本委員 本案につきましては役場にて再設定を資料により確認し、新規設定の現地を確認してまいりました。いずれの農地も利用権が設定されることに問題ない農地であると判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。
それでは、議案第36号につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議については、町へ同意することといたします。

審議が終了しましたので 委員の入室をお願いします。

(委員入室)

[日程 5]

議長 日程5 議案第37号地籍調査事業実施区域における土地の地目変更認定について を議題とします。
それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長
議案第37号は、地籍調査事業により、現況の地目で登記するにあたり、地目変更の認定について、おおい町長より農業委員会に同意を求められたものであります。
名田庄地域は平成20年度から調査を開始し、納田終、坂本、井上、西谷、中まで調査が進んでおります。
詳細については、次長に説明させます。

次長 はい、議長
(議案朗読)
今回地目変更する区域は名田庄中地籍の186筆、26,364.52㎡が対象となります。
資料9-1、9-2は、田から畑に地目を変更するもので17筆ございますが、かねてより住宅に付随して自家消費用の野菜を耕作してきた土地でありまして、今回新たに、土盛り等を行うものではございません。

資料9-3から9-10は、登記地目は農地ですが、現況が農地以外になっているものについて、現況に即した地目に変更するものです。

町が、農地を農地以外の地目に変更する場合の基準は、「農振農用地区域外で、かつ、現況が農地以外になって10年以上経過した土地であることが確実な場合に限り」としてしております。

今回の地目認定につきましても、農振農用地区域外であり、かつ、現況が農地以外になって10年以上経過した土地であることが確実と認められることから、農地以外の地目に認定するものであります。

最後に、資料9-11、9-12は、登記地目が農地以外である土地について、農地の地目に認定するものであり、10筆、4,082㎡余りとなっています。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

岡委員 　　はい、議長

岡委員 　　本案の現地につきましても、16日に山本委員と現地を確認してまいりました。

時間の関係上すべては確認できず十分な報告はできませんが、農地から「宅地、雑種地など」へ地目に変更される筆を中心に確認してきましたのでご報告いたします。

中区の全体図をご覧いただくと解りやすいと思いますが、7号、8号の土地は、農道よりも山側にありまして、杉が植林なされていることから「山林」に変更するものです。

その他の土地につきましては、集落内の住宅に隣接する農地が、既に宅地として利用されているものが多くを占めておりますが、山際(やまぎわ)の農地が植林されて山林となっていたり、耕作されずに相当の年月が経ち原野(げんや)となっている事例も見受けられました。

いずれも、農地以外に使用されるようになってから相当の年月が経過しており、早い段階で適切な指導を行うことの必要性を改めて痛感いたしました。

宅地化されている農地につきましては、いずれも、農地以外になって10年以上経過しているものであり、地目の変更は、町と農業委員会との取り決めに基づき行われておりますので、全体的には問題ないものと判断いたします。

以上です。

議長 　　事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告

がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松宮委員 個人で公共のものを個人名義にできるのか。
地籍整備課に確認に行く。

上團委員 10年以上の判断は役場の台帳で確認するのか、本人申告か。

次 長 立会の際に聞取りする。

松井委員 税金の違反はないのか。

局 長 税務課が現況課税地目の確認をしているので、現況にあった課税がされている。
課税地目と登記地目は別物。

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第37号 地籍調査事業実施区域における土地の地目変更認定について、本委員会は原案どおり同意するものといたします。

[日程 6]

議 長 日程6 報告第15号 引き続き農業を営んでいる旨の証明書の発行について を議題といたします。

この案件は、相続税の納税猶予を受けている申請人が、引き続き農業を営んでいる旨の証明を求められたものでありますが、農地利用最適化推進委員の〇〇委員につきましては、おおい町農業委員会会議規則第10条 議事参与の制限 の規定により、一時退席をお願いいたします。

(委員退席)

それでは、議案について事務局に説明させます。

局 長 はい。

報告第15号は、農業を営んでいた所有権者の死亡に伴う相続の開始により、相続税の支払いが重荷となり、その所有財産の一部である農地を手放さなければならないなど、農業が続けられないような事態を解消するため、農業を継続するなどの条件を課されることにより相続税の納税が猶予される制度に則り、農業委員会に証明書の発行を

求められたものであります。詳細につきましては、次長に説明させます。

次 長

はい。

(議案朗読)

報告第15号に係る農地について、証明を求められた期間について営農計画書を確認したところ、平成25年作はコシヒカリを、以降はアキサカリが作付されており、また、現地についても適切に管理されていることを確認いたしました。

以上です。

議 長

事務局より説明のありました、報告第15号、引き続きで農業を営んでいる旨の証明書の発行については、農業委員会会長名により証明することで、処理させていただきます。

審議が終了しましたので ○○委員の入室をお願いします。

(委員入室)

議 長

それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。

それでは、この後は、農地利用最適化の推進について、農地利用最適化推進委員さんと合同の協議を行いたいと思います。

時間も限られておりますので、フリートークで行いたいと思います。

どなたでも発言いただければ。

(意見なし)

議 長

特にご意見内容でございますので、それでは、その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局

・次会開催日報告

議 長

それではこれで、平成28年第13回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。